

埼玉県警察犯罪被害者支援要綱

平成28年6月17日

務 第 1 5 4 0 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察犯罪被害者支援要綱の制定について（通達）

本県警察においては、これまで、犯罪被害者の視点に立った各種施策を総合的に推進してきたところであるが、犯罪被害者支援の着実な推進及び更なる取組の強化を図るため、別添のとおり埼玉県警察犯罪被害者支援要綱を制定し、平成28年6月17日から実施することとしたから、引き続き積極的な犯罪被害者支援に取り組まれない。

なお、埼玉県警察犯罪被害者支援要綱の制定について（平成23年務第2103号）は、平成28年6月17日限り、廃止する。

別添

## 埼玉県警察犯罪被害者支援要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、犯罪被害者等の置かれている現状を踏まえ、犯罪被害者等の視点に立った総合的な施策を推進するために必要な基本的事項を定めるものとする。

### 第2 定義

この要綱における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 犯罪被害者等 事件又は事故の被害者及び事件又は事故に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により被害を受けた者並びにその家族又は遺族（被害者が未成年のときは、その保護者又はこれに代わるべき者）をいう。
- (2) 犯罪被害者支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるように支援する取組をいう。

### 第3 基本理念

犯罪被害者支援は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）及び埼玉県犯罪被害者等支援条例（平成30年埼玉県条例第10号）に定める基本理念に従い、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）及び同条例の目的を達成するため、犯罪被害者等の支援に関する指針（平成20年国家公安委員会告示第25号）に定められた基本的事項等に留意しながら実施しなければならない。

### 第4 警察本部における犯罪被害者支援推進体制

#### 1 犯罪被害者支援推進委員会の設置

##### (1) 設置

警察本部に、犯罪被害者支援推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

##### (2) 任務

委員会は、総合的な犯罪被害者支援を推進するため、犯罪被害者支援の実施に関し、その推進状況を把握するとともに、必要な調整を行うことを任務とする。

##### (3) 組織

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、委員長は警察本部長、副委員長は警務部長、委員は総務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備

部長、さいたま市警察部長、各方面本部長、警察学校長、警務部監察官室長及び同部警務課長をもって充てる。

#### (4) 会議

ア 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

イ 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

ウ 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

### 2 幹事会の設置

#### (1) 設置

委員会を補佐するため、委員会に幹事会を置く。

#### (2) 任務

幹事会は、委員長から付託された事項について審議する。

#### (3) 組織

幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、幹事長は警務部長、副幹事長は警務部警務課長、幹事は総務部総務課長、同部広報課長、同部財務局会計課長、生活安全部生活安全総務課長、地域部地域総務課長、刑事部刑事総務課長、交通部交通総務課長、警備部公安第一課長、さいたま市警察部副部長、各方面本部副本部長（幹事長が指定した者に限る。）、警察学校副校長並びに警務部警務課企画調整室長及び同課犯罪被害者支援室長をもって充てる。

#### (4) 会議

ア 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

イ 幹事長は、会議の審議状況を委員長に報告する。

ウ 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

### 3 犯罪被害者支援専門部会の設置

#### (1) 設置

幹事会を補佐するため、犯罪被害者支援専門部会を置く。

#### (2) 任務

犯罪被害者支援専門部会は、犯罪被害者支援に関する事項の調査審議を行うことを任務とする。

(3) 組織

組織は、犯罪被害者支援専門部会構成表（別表）のとおりとする。

(4) 会議

ア 犯罪被害者支援専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

イ 部会長は、犯罪被害者支援専門部会の審議状況を幹事長に報告する。

ウ 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対し、専門部会への出席を求めることができる。

4 庶務

委員会、幹事会及び犯罪被害者支援専門部会の庶務は、警務部警務課において処理する。

第5 警察署における犯罪被害者支援推進体制

1 警察署犯罪被害者支援推進委員会の設置

(1) 設置

警察署に、警察署犯罪被害者支援推進委員会（以下「警察署委員会」という。）を置く。

(2) 任務

警察署委員会は、警察署における総合的な犯罪被害者支援を推進するため、犯罪被害者支援の実施に関し、その推進状況を把握するとともに、必要な調整を行うことを任務とする。

(3) 組織

警察署委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、委員長は警察署長、副委員長は副署長、委員は各課（係）長及び各課長代理をもって充てる。

(4) 会議

前記第4の1(4)に準じる。

2 警察署委員会の庶務

警察署委員会の庶務は、警務課において処理する。

実施日

1 この通達は、平成28年6月17日から実施する。

- 2 犯罪捜査参考人に対する協力謝金の支給要綱（平成12年埼例規第29号・会・生安・刑総・交企・公一）の一部を次のように改正する。

第1条中「埼玉県警察犯罪被害者支援要綱（平成23年務第2103号）」を「埼玉県警察犯罪被害者支援要綱（平成28年務第1540号）」に改める。

- 3 埼玉県迷惑行為防止条例の運用について（平成17年生安第933号）の一部を次のように改正する。

第3の3(3)中「埼玉県警察犯罪被害者支援要綱（平成23年務第2103号）」を「埼玉県警察犯罪被害者支援要綱（平成28年務第1540号）」に改める。

- 4 女性・子どもを守る施策推進要領（平成12年埼例規第79号・生安）の一部を次のように改正する。

第3各列記以外の部分中「埼玉県警察犯罪被害者支援要綱（平成23年務第2103号）」を「埼玉県警察犯罪被害者支援要綱（平成28年務第1540号）」に改め、同第3の1(2)ア中「性犯罪女性指定捜査員運用要綱（平成9年埼例規第10号・刑総）」を「性犯罪女性指定捜査員運用要綱（平成9年埼例規第10号・捜一・刑総）」に改める。

- 5 ストーカー行為等の規制等に関する法律関係事務取扱要領（平成25年生企第8796号）の一部を次のように改正する。

第12の2(3)中「ストーカー対策編成表」を「ストーカー対策班編成表」に改め、同第12の3(3)中「埼玉県警察犯罪被害者支援要綱（平成23年務第2103号）」を「埼玉県警察犯罪被害者支援要綱（平成28年務第1540号）」に改める。

実施日（平成29年3月27日務第817号）

この通達は、平成29年4月1日から実施する。

実施日（平成30年3月28日務第792号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

実施日（平成30年6月14日務第1483号）

- 1 この通達は、平成30年6月14日から実施する。

- 2 犯罪捜査参考人に対する協力謝金の支給要綱（平成12年埼例規第29号・会・生安・刑総・交企・公一）の一部を次のように改正する。

第1条中「犯罪被害者」を「犯罪被害者等」に改める。

実施日（平成31年3月29日務第827号）

この通達は、平成31年4月1日から実施する。

実施日（令和元年6月24日務第1470号）

この通達は、令和元年7月1日から実施する。

実施日（令和2年3月18日務第602号）

この通達は、令和2年4月1日から実施する。

【様式別表省略】